

令和2年度地域包括支援センター運営協議会会議録

- 日 時 令和3年3月25日（木） 午後6時～午後8時30分
- 場 所 宇都宮市中央生涯学習センター 201会議室
- 出席者 【委 員】
村井委員，臼井委員，湯澤委員，福田委員，塩澤委員，檜山委員，
小野委員，山田委員 <欠席：穂高委員，大山委員，奈良委員，大島委員>
- 【事務局】
高齢福祉課長，高齢福祉課主幹（介護保険担当），高齢福祉課長補佐
高齢福祉課企画グループ係長，主任
〃 相談支援グループ係長，担当係長，総括
〃 介護サービスグループ係長，総括
〃 地域包括ケア推進室係長，主任主事
- 公 開 傍聴者 なし
- 会議経過
- 1 開 会
- 2 議 事
- (1) 報告事項
- ・ 第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）について 【資料1，別紙1】
 - ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の弾力化について 【資料2，参考資料1，2】
 - ・ 介護予防ケアマネジメントについて 【資料3】
 - ・ 令和元年度地域包括支援センターの運営・活動等の状況及び事業評価について 【資料4，別紙2，資料5，別紙3，別紙4】
- (2) 協議事項
- ・ 令和3年度宇都宮市地域包括支援センター運営事業実施方針について 【資料6】
- 発言要旨
- ・ 報告事項 第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）について 【資料1，別紙1】

<事務局資料説明>

村井会長

地域別データ分析は，地域の方々に見せると「勝った，負けた」という見方をしてしまうが，

いかにして健康課題を共有していくかが課題と感じている。積極的に第二層協議体や自治会活動に参加してもらえるようにすることが、大きな課題と感じている。

- ・報告事項 介護予防・日常生活支援総合事業の弾力化について 【資料2, 参考資料1, 2】
- ・報告事項 介護予防ケアマネジメントについて【資料3】

<事務局資料説明>

村井会長

要支援から要介護になっても、事業所を変えずに住民主体のサービスが使えるように設定した、という点では、従来の介護サービスに頼らない本来あるべき姿と思われる。

介護予防ケアマネジメントは要介護の方より大変であり、手を抜けるところがないと聞かすが、今後地域包括支援センターに趣旨をよく理解してもらい、ケアマネジメントBを導入していくということでしょうか。

事務局

4月に開く担当者会議でケアマネジメントBの導入について説明していく。

塩澤委員

要介護になっても地域包括支援センターが担当するということは心理的に負担と考えるため、ガイドラインが必要と思われる。

また、要支援から要介護になっても要支援の際に使っていたサービスが使えるとはいえ、要介護の方が使うサービスとは構造が違うと思うので、成功事例のアナウンスが必要である。認知機能の低下した方などの対応には工夫が必要と考えられ、認知症対応に関する対応力や、設備など、物理的なハードルもある。

檜山委員

利用する市民目線では、要支援、要介護の違いを意識しなくてもいいようになるとよい。

村井会長

要介護になった途端に事業所を変えなければならないよりは、要介護になっても同じところで続けられるようになることはいいことだと思う。

報酬面では、要介護1, 2に見合った点数をつけてあげるのは必要なことではないか。

事務局

利用者負担は変えないよう、報酬は据え置きとしている。

- ・報告事項 令和元年度地域包括支援センターの運営・活動等の状況及び事業評価について
【資料4, 資料5】

<事務局資料説明>

村井会長

委託内容の幅が広がっている。地域包括支援センターとして、どのようにこなしていくかが課題である。

湯澤委員

委託業務に虐待対応がある。高齢者虐待防止法では、実施主体は市だが、実際に地域包括支援センターに委託しているところであり、地域包括支援センターの評価をみると、資料5の別紙4の27、28、資料4の別紙2の相談内容の件数のところに、数値が出てきている。

成年後見制度などの相談件数は、地域包括支援センターによっては0件だが、少なければよいのか。基本的には相談件数はある程度あり、コロナ禍で虐待リスクは上がっていると思っている。虐待の相談があがってきて、早いうちに対応していることが良いことだと考えている。ここに出てきている数値は宇都宮市として、似通ったほかの自治体を調査したり、比較検討をしているのか。比較しないにしても、市独自で中身を検証しているのか。

事業を実施するにあたって、調査研究的側面と、評価やアセスメント、啓発や支援者に対する研修を三位一体としてやっていくと思うが、この虐待件数の数字はこの数字でよいのかをお伺いしたい。

事務局

資料5の別紙4の評価の上では、対応の流れや共有ができていればよいとしている。総合相談において、高齢者虐待防止法での通報件数は79件あることから、実際の虐待対応は約80件である。活動実績の権利擁護という項目は虐待対応だけでなく、消費者被害や成年後見も含まれる。実際の虐待の対応では市の役割が大きい部分を占めている。それぞれの事案に応じて高齢福祉課の保健師も現場に行き対応している。

湯澤委員

評価の数ではなく、市と地域包括支援センターの間で、虐待の相談をどのように対応していくか、という制度ができていながら、もう少し件数が上がってもよいと思われる。

村井会長

資料5の別紙4の27、28については、地域包括支援センターとケアマネジャーとの関係が近いと相談が上がってくるのではないかと。

資料4の別紙2の総合相談件数は、1,627件のところと、176件のところがある。この差は何か。権利擁護業務では、事案が上がってきたことに対して対応することは当然だが、数値に差があるのは、拾い上げられる力がない、地域とのつながりが薄いということではないか。

事務局

数値の差について、個別に深掘りはできていないため、ヒアリングなどで深掘りをしていきたい。

村井会長

件数のカウント方法が違うのかもしれない。数値を出すと様々な角度から見るができるので、様々な角度から分析をお願いしたい。

地域ケア会議は重要と考えている。評価項目の中でも地域ケア会議に関わることがある。0 件のところと 36 件のところがあり、差がある。地域包括支援センターが主催しているので、開催の仕方は同じと思われるため、差が出ないように、意見交換しながら対応できるようにしていただきたい。

小野委員

運営状況のデータは令和元年度だが、複数年度分が出ていれば、地域包括支援センターの傾向が見えるのではないかと。

決算状況のところを見ると、赤字のところが増えていると思われる。人件費の適正化についてはどのように考えているのか。

介護報酬については、予防給付を組んだ時に入ってくる収入で、20%から70%と開きがある。地域包括支援センターの運営は、委託料と予防報酬。支出は人件費がほとんどである。収入と支出の差を比較しないといけないのではないかと。

介護報酬なので、利益が出てはいけない。委託料と介護報酬の収入で赤字のところはあるのか。

事務局

委託料は概算で支払い、支払った分の決算を出してもらい、多かった分は戻してもらっている。介護報酬は、運営事業として委託の外にあるので、精算の対象としていない。

今回の資料には反映していないが、次年度は人件費の見直しを行い、上乗せできるように予算を組んでいる。

村井会長

高い人件費を払っているところに、人件費を上乗せする、ということか。

事務局

市の基準に合わせて積算している。人件費補助ということではない。経験年数での加算も検討してきたが、次年度については、基準の人件費を上げることで考えている。

村井会長

福岡県大牟田市では、人口が10万人で、相談件数は2万件と聞いている。宇都宮市の人口を考えると相談件数は少ないのではないかと。単純に他市町と比較することではないが、センターの機能強化をするために、人員を増やすか、仕事を減らすかではないかと。

仕事を減らすためには、業務の民間委託を検討するなど、具体的に機能強化をしていくところで考えてほしい。

国から指標が出て評価しているが、市の仕様書の中でも、指標を活かす形で示さなくてはならない。地域包括支援センターの指標はあるが、市の指標はないという項目があるかどうか。

事務局

市の指標がないというのは、地域包括支援センターの評価をする指標であり、市を評価するもの

ではないためである。市と地域包括支援センター両方で指標を持っているものもある。

例えば、個人情報の取り扱いについては、地域包括支援センターの体制を聞いているものである。

村井会長

個人情報の取り扱いについて、今後どのように補っていけるかを考えていけるとよい。

事務局

個人情報の取り扱いに関しては、夏に行ったヒアリングで望ましい事例を示し、改善できるよう指導してきているため、改善されると思われる。

成年後見制度の市長申立てについても、マニュアルを作成し、地域包括支援センターの担当者会議で示している。

湯澤委員

高齢者虐待に関して、なぜ相談件数としてあがっていかないのか。児童虐待に関しては、48時間以内に対応しなければならない。現在のフローチャートと対応が違うものとなっていくと思われる。

事務局

高齢者虐待に関しては、平成18年度に作成したマニュアルを今年度改訂したため、今後、示していきける。フローチャートについても見直している。

湯澤委員

フローチャートを次回の時に示してほしい。

村井会長

高齢者虐待については、従来どういうところが問題で対応できなかったのか、古いフローチャートに課題があったのかを明らかにする必要がある。

事務局

改訂した高齢者虐待対応の支援マニュアルでは、施設、家庭での虐待対応のフローを作成、警察への依頼についての方法を示すほか、虐待発見のポイントを加えている。

村井会長

地域包括支援センターだけでは虐待対応は困難である。どのように対応していけるか検討してほしい。

(2) 協議事項

- ・令和3年度宇都宮市地域包括支援センター運営事業実施方針について 【資料6】

<事務局資料説明>

村井会長

重要な項目は網羅している。市民目線として実施方針はどうか。いろいろな角度から地域包括支援センターは仕事が多くなっている。

塩澤委員

明確な方針を示していただき、感謝している。各地域包括支援センターが、次年度の事業計画案を作っている。この方針案と地域包括支援センターの方針案を開示すると、この計画と地域が一体化できてよいと思う。

檜山委員

民生委員としては、地域包括支援センターの事業内容を詳しく分からないが、地域包括支援センターの存在は心強い。地域包括支援センターが出来たおかげで、相談がしやすい。

民生委員の行うひとり暮らし調査訪問は、コロナの関係でできなかった。65歳以上のひとり暮らし調査訪問は必要不可欠である。それがあつたため、地域でうまくお年寄りと付き合える。3年に一度の悉皆調査は実施していただき、民生委員と連携しながら調査を行っていきつたい。

村井会長

この方針について、地域包括支援センターの立てる計画には評価結果を生かすことが出来るよう、市には評価項目でできていないところ、地域ケア会議が0件のところなど、いい悪いではなくなぜできていないのかなどを掘り下げて、地域包括支援センターをフォローしてほしい。

3 その他

事務局

委員の任期は2年であるため、今月31日までとなっている。新年度になったら改めて委員の推薦をお願いしたい。